

令和7年4月1日からの 建築確認申請手数料等改定のお知らせ

建築基準法の改正に伴い、令和7年4月1日より建築確認申請手数料、建築物省エネ法の適合性判定手数料等を改定することとなりました。市民の皆様には、今後も建築行政をより円滑に進めていくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

○主な手数料改定内容

1. 確認申請及び完了検査

- (1) 確認審査内容に合わせ、200㎡以下で審査省略有無の区分を新設
- (2) 構造計算対象規模の見直しにより、200～500㎡の手数料区分を300㎡で分割
- (3) 省エネ基準が仕様基準に適合する場合の審査手数料を追加
- (4) 省エネ完了検査申請等手数料の追加（省エネ適判又は仕様基準等）

2. 省エネ適合性判定

- (1) 住宅（一戸建ての住宅、共同住宅等）の省エネ適合性判定手数料
(標準計算法、仕様計算併用法) の追加
- (2) 非住宅の区分を見直し、「工場等」及び「工場等以外」の手数料を新設

○手数料改定一覧

・別紙のとおり

【お問い合わせ】旭川市建築部 建築指導課

電話番号：0166-25-8597（直通）

E-mail：kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp



旭川市手数料条例 建築確認申請関係 改定一覧(令和7年4月1日から適用)

			現行料金	
確認申請(計画通知)手数料				
確認申請	1 2に掲げる場合以外の場合の建築物 ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、又は用途変更に係る部分は床面積の1／2について算定		床面積の合計が30㎡以内	8,230円
				－
			30㎡超100㎡以内	14,000円
				－
			100㎡超200㎡以内	21,800円
				－
			200㎡超500㎡以内	34,000円
				－
			500㎡超1,000㎡以内	45,600円
			1,000㎡超2,000㎡以内	60,400円
			2,000㎡超10,000㎡以内	171,000円
			10,000㎡超50,000㎡以内	274,000円
		50,000㎡超	501,000円	
	昇降機、建築設備		1 基	10,800円
工作物		1 基	10,800円	
計画変更	建築物(合計面積に対する額)	建築(移転を除く)	増築部分×100%+変更の部分の床面積の1/2	
		移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更	変更の部分の床面積の1/2	
	昇降機、建築設備		1 基	7,070円
	工作物		1 基	7,070円
中間検査(申請・通知)手数料				
建築物(検査対象部分)			床面積の合計が30㎡以内	10,000円
			30㎡超100㎡以内	12,900円
			100㎡超200㎡以内	15,800円
			200㎡超500㎡以内	20,700円
				－
			500㎡超1,000㎡以内	33,500円
			1,000㎡超2,000㎡以内	44,200円
			2,000㎡超10,000㎡以内	107,000円
			10,000㎡超50,000㎡以内	166,000円
			50,000㎡超	324,000円
完了検査(申請・通知)手数料				
中間検査対象外	建築物 ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る部分は床面積の1／2について算定		床面積の合計が30㎡以内	10,900円
				－
			30㎡超100㎡以内	14,900円
				－
			100㎡超200㎡以内	18,700円
				－
			200㎡超500㎡以内	24,800円
				－
			500㎡超1,000㎡以内	39,500円
			1,000㎡超2,000㎡以内	54,300円
			2,000㎡超10,000㎡以内	119,000円
			10,000㎡超50,000㎡以内	206,000円
		50,000㎡超	377,000円	
	昇降機、建築設備		1 基	14,000円
	工作物		1 基	10,000円
中間検査対象	建築物 ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る部分は床面積の1／2について算定		床面積の合計が30㎡以内	10,000円
				－
			30㎡を超え100㎡以内	13,800円
				－
			100㎡超200㎡以内	16,700円
				－
			200㎡超500㎡以内	22,700円
				－
			500㎡超1,000㎡以内	36,400円
			1,000㎡超2,000㎡以内	50,300円
		2,000㎡超10,000㎡以内	107,000円	
	10,000㎡超50,000㎡以内	196,000円		
	50,000㎡超	363,000円		



				改定料金
確認申請(計画通知)手数料				
確認申請	1 2に掲げる場合以外の場合の建築物 ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、又は用途変更に係る部分は床面積の1／2について算定		床面積の合計が30㎡以内 特例以外	15,400円 (新設)
			特例	13,600円 (新設)
			30㎡超100㎡以内 特例以外	23,800円 (新設)
			特例	19,500円 (新設)
			100㎡超200㎡以内 特例以外	37,500円 (新設)
			特例	30,700円 (新設)
			200㎡超300㎡以内	50,900円 (新設)
			300㎡超500㎡以内	66,400円 (新設)
			500㎡超1,000㎡以内	80,700円 (+ 35,100円)
			1,000㎡超2,000㎡以内	103,000円 (+ 42,600円)
			2,000㎡超10,000㎡以内	256,000円 (+ 85,000円)
			10,000㎡超50,000㎡以内	402,000円 (+ 128,000円)
			50,000㎡超	747,000円 (+ 246,000円)
			2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に規定する基準に適合する場合の建築物 上記1の金額に右記の金額を合計した金額	一戸建ての住宅
	共同住宅等	床面積の合計が300㎡以内	24,100円 (新設)	
		300㎡超2,000㎡以内	38,100円 (新設)	
		2,000㎡超5,000㎡以内	60,200円 (新設)	
5,000㎡超		78,700円 (新設)		
昇降機、建築設備		1基	17,700円 (+ 6,900円)	
工作物		1基	16,400円 (+ 5,600円)	
計画変更	建築物(合計面積に対する額)	建築(移転を除く)	増築部分×100%+変更の部分の床面積の1/2	
		移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更	変更の部分の床面積の1/2	
	昇降機、建築設備		1基	10,900円 (+ 3,830円)
	工作物		1基	10,200円 (+ 3,130円)
中間検査(申請・通知)手数料				
建築物(検査対象部分)			床面積の合計が30㎡以内	13,700円 (+ 3,700円)
			30㎡超100㎡以内	16,900円 (+ 4,000円)
			100㎡超200㎡以内	20,000円 (+ 4,200円)
			200㎡超300㎡以内	25,600円 (新設)
			300㎡超500㎡以内	29,900円 (新設)
			500㎡超1,000㎡以内	39,200円 (+ 5,700円)
			1,000㎡超2,000㎡以内	50,700円 (+ 6,500円)
			2,000㎡超10,000㎡以内	118,000円 (+ 11,000円)
			10,000㎡超50,000㎡以内	181,000円 (+ 15,000円)
			50,000㎡超	351,000円 (+ 27,000円)
完了検査(申請・通知)手数料				
中間検査対象外	建築物 ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る部分は床面積の1／2について算定		床面積の合計が30㎡以内 特例以外	15,900円 (新設)
			特例	13,800円 (新設)
			30㎡超100㎡以内 特例以外	19,300円 (施設)
			特例	16,300円 (新設)
			100㎡超200㎡以内 特例以外	26,200円 (新設)
			特例	21,900円 (新設)
			200㎡超300㎡以内	34,300円 (新設)
			300㎡超500㎡以内	38,900円 (新設)
			500㎡超1,000㎡以内	54,200円 (+ 14,700円)
			1,000㎡超2,000㎡以内	72,200円 (+ 17,900円)
			2,000㎡超10,000㎡以内	151,000円 (+ 32,000円)
			10,000㎡超50,000㎡以内	237,000円 (+ 31,000円)
			50,000㎡超	420,000円 (+ 43,000円)
	昇降機、建築設備		1基	17,500円 (+ 3,500円)
	工作物		1基	13,100円 (+ 3,100円)
中間検査対象	建築物 ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る部分は床面積の1／2について算定		床面積の合計が30㎡以内 特例以外	14,700円 (新設)
			特例	12,800円 (新設)
			30㎡を超え100㎡以内 特例以外	18,100円 (新設)
			特例	15,300円 (新設)
			100㎡超200㎡以内 特例以外	22,100円 (新設)
			特例	19,100円 (新設)
			200㎡超300㎡以内	29,900円 (新設)
			300㎡超500㎡以内	34,300円 (新設)
			500㎡超1,000㎡以内	50,700円 (+ 14,300円)
			1,000㎡超2,000㎡以内	64,400円 (+ 14,100円)
		2,000㎡超10,000㎡以内	125,000円 (+ 18,000円)	
		10,000㎡超50,000㎡以内	224,000円 (+ 28,000円)	
		50,000㎡超	397,000円 (+ 34,000円)	
建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合又は仕様基準に適合する場合 上記完了検査手数料に右記の金額を合計した金額(エネルギー消費性能の算定に対象に該当しない部分を除いた部分の床面積について算定する。)	1 2以外の用途に供する一の建築物	床面積の合計が300㎡以内	15,700円 (新設)	
		300㎡超1,000㎡以内	20,600円 (新設)	
		1,000㎡超2,000㎡以内	26,100円 (新設)	
		2,000㎡超5,000㎡以内	34,200円 (新設)	
		5,000㎡超10,000㎡以内	39,800円 (新設)	
		10,000㎡超25,000㎡以内	46,300円 (新設)	
		25,000㎡超	51,600円 (新設)	
	2 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理施設、ごみ焼却場その他これらに類するものの用途に供する一の建築物	床面積の合計が300㎡以内	3,920円 (新設)	
		300㎡超1,000㎡以内	5,110円 (新設)	
		1,000㎡超2,000㎡以内	6,540円 (新設)	
		2,000㎡超5,000㎡以内	8,530円 (新設)	
		5,000㎡超10,000㎡以内	9,970円 (新設)	
		10,000㎡超25,000㎡以内	11,500円 (新設)	
		25,000㎡超	12,900円 (新設)	

旭川市手数料条例 省エネ法・適合性判定関係 改定一覧(令和7年4月1日から適用)

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			現行料金
標準 入力 法等	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申 請し、又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	213,000円
		300㎡超 1,000㎡以内	292,000円
		1,000㎡超 2,000㎡以内	373,000円
		2,000㎡超 5,000㎡以内	525,000円
		5,000㎡超 10,000㎡以内	642,000円
		10,000㎡超 25,000㎡以内	758,000円
		25,000㎡超	862,000円
モデ ル建 物法	2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申 請し、又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	80,900円
		300㎡超 1,000㎡以内	111,000円
		1,000㎡超 2,000㎡以内	144,000円
		2,000㎡超 5,000㎡以内	227,000円
		5,000㎡超 10,000㎡以内	294,000円
		10,000㎡超 25,000㎡以内	352,000円
		25,000㎡超	411,000円
3 1及び2に掲げる場合以外の判定を申請し、又は計画を 通知する場合		床面積が300㎡以内	10,200円
		300㎡超 1,000㎡以内	18,000円
		1,000㎡超 2,000㎡以内	28,900円
		2,000㎡超 5,000㎡以内	86,400円
		5,000㎡超 10,000㎡以内	136,000円
		10,000㎡超 25,000㎡以内	172,000円
		25,000㎡超	215,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当していることを証する書面の交付手数料			
標準 入力 法等	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定(工 場等の用途に供する一の建築物を除く。)若しくは 変更後も同号イに適合している旨を証する書面の 交付を申請し、又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	110,000円
		300㎡超 1,000㎡以内	153,000円
		1,000㎡超 2,000㎡以内	198,000円
		2,000㎡超 5,000㎡以内	297,000円
		5,000㎡超 10,000㎡以内	376,000円
		10,000㎡超 25,000㎡以内	448,000円
		25,000㎡超	517,000円
モデ ル建 物法	2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定(工 場等の用途に供する一の建築物を除く。)若しくは 変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の 交付を申請し、又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	44,500円
		300㎡超 1,000㎡以内	62,700円
		1,000㎡超 2,000㎡以内	83,700円
		2,000㎡超 5,000㎡以内	148,000円
		5,000㎡超 10,000㎡以内	201,000円
		10,000㎡超 25,000㎡以内	245,000円
		25,000㎡超	291,000円
3 1及び2に掲げる場合以外の判定若しくは書面の交付 を申請し、又は計画を通知する場合		床面積が300㎡以内	10,200円
		300㎡超 1,000㎡以内	18,000円
		1,000㎡超 2,000㎡以内	28,900円
		2,000㎡超 5,000㎡以内	86,400円
		5,000㎡超 10,000㎡以内	136,000円
		10,000㎡超 25,000㎡以内	172,000円
		25,000㎡超	215,000円
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料			
1 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を 単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の 認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	適合証無	33,800円
		適合証有	7,010円
	200㎡超	適合証無	38,200円
		適合証有	7,010円
2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を 単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の 認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	適合証無	16,500円
		適合証有	7,010円
	200㎡超	適合証無	18,000円
		適合証有	7,010円
3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築 物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	適合証無	66,500円
		適合証有	10,400円
	300㎡超 2,000㎡以内	適合証無	109,000円
		適合証有	22,400円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	適合証無	185,000円
		適合証有	50,100円
	5,000㎡超	適合証無	264,000円
	適合証有	89,700円	
4 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築 物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第 2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	適合証無	30,400円
		適合証有	10,600円
	300㎡超 2,000㎡以内	適合証無	52,500円
		適合証有	22,600円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	適合証無	94,300円
		適合証有	50,200円
	5,000㎡超	適合証無	141,000円
	適合証有	89,900円	
5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築 物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第 1号イに適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	適合証無	213,000円
		適合証有	10,200円
	300㎡超 1,000㎡以内	適合証無	295,000円
		適合証有	18,300円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	適合証無	376,000円
		適合証有	29,300円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	適合証無	529,000円
		適合証有	87,800円
	5,000㎡超 10,000㎡以内	適合証無	647,000円
		適合証有	138,000円
	10,000㎡超 25,000㎡以内	適合証無	763,000円
		適合証有	175,000円
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築 物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第 1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	適合証無	80,900円
		適合証有	10,200円
	300㎡超 1,000㎡以内	適合証無	112,000円
		適合証有	18,300円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	適合証無	145,000円
		適合証有	29,300円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	適合証無	229,000円
		適合証有	87,800円
	5,000㎡超 10,000㎡以内	適合証無	295,000円
		適合証有	138,000円
	10,000㎡超 25,000㎡以内	適合証無	354,000円
		適合証有	175,000円
25,000㎡超	適合証無	413,000円	
	適合証有	219,000円	



建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料					改定料金		
標準 計算 法等	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建て の住宅	床面積が200㎡以内	36,600円	(新設)		
			200㎡超	41,300円	(新設)		
			共同住宅 等	床面積が300㎡以内	71,000円	(新設)	
				300㎡超 2,000㎡以内	118,000円	(新設)	
				2,000㎡超 5,000㎡以内	200,000円	(新設)	
仕様・ 計算 併用法	2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建て の住宅	床面積が200㎡以内	26,900円	(新設)		
			200㎡超	30,100円	(新設)		
			共同住宅 等	床面積が300㎡以内	52,000円	(新設)	
				300㎡超 2,000㎡以内	87,400円	(新設)	
				2,000㎡超 5,000㎡以内	151,000円	(新設)	
標準 入力 法等	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定(工場等の用途に供する一の建築物を除く。)を申請し、又は計画を通知する場合		5,000㎡超	219,000円	(新設)		
			床面積が300㎡以内	225,000円	(+ 12,000円)		
			300㎡超 1,000㎡以内	307,000円	(+ 15,000円)		
			1,000㎡超 2,000㎡以内	393,000円	(+ 20,000円)		
			2,000㎡超 5,000㎡以内	554,000円	(+ 29,000円)		
モデル 建物 法	4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定(工場等の用途に供する一の建築物を除く。)を申請し、又は計画を通知する場合		5,000㎡超 10,000㎡以内	678,000円	(+ 36,000円)		
			10,000㎡超 25,000㎡以内	800,000円	(+ 42,000円)		
			25,000㎡超	909,000円	(+ 47,000円)		
			床面積が300㎡以内	85,400円	(+ 4,500円)		
			300㎡超 1,000㎡以内	116,000円	(+ 5,000円)		
5 3及び4に掲げる場合以外の判定を申請し、又は計画を通知する場合			1,000㎡超 2,000㎡以内	152,000円	(+ 8,000円)		
			2,000㎡超 5,000㎡以内	240,000円	(+ 13,000円)		
			5,000㎡超 10,000㎡以内	310,000円	(+ 16,000円)		
			10,000㎡超 25,000㎡以内	371,000円	(+ 19,000円)		
			25,000㎡超	433,000円	(+ 22,000円)		
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料							
標準 計算 法等	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建て の住宅	床面積が200㎡以内	20,500円	(新設)		
			200㎡超	22,800円	(新設)		
			共同住宅 等	床面積が300㎡以内	39,900円	(新設)	
				300㎡超 2,000㎡以内	68,600円	(新設)	
				2,000㎡超 5,000㎡以内	121,000円	(新設)	
仕様・ 計算 併用法	2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建て の住宅	5,000㎡超	180,000円	(新設)		
			共同住宅 等	床面積が200㎡以内	15,600円	(新設)	
				200㎡超	17,200円	(新設)	
				床面積が300㎡以内	30,300円	(新設)	
			300㎡超 2,000㎡以内	53,000円	(新設)		
標準 入力 法等	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定(工場等の用途に供する一の建築物を除く。)若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合		2,000㎡超 5,000㎡以内	96,300円	(新設)		
			5,000㎡超	147,000円	(新設)		
			床面積が300㎡以内	117,000円	(+ 7,000円)		
			300㎡超 1,000㎡以内	161,000円	(+ 8,000円)		
			1,000㎡超 2,000㎡以内	208,000円	(+ 10,000円)		
モデル 建物 法	4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定(工場等の用途に供する一の建築物を除く。)若しくは変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合		2,000㎡超 5,000㎡以内	313,000円	(+ 16,000円)		
			5,000㎡超 10,000㎡以内	396,000円	(+ 20,000円)		
			10,000㎡超 25,000㎡以内	472,000円	(+ 24,000円)		
			25,000㎡超	545,000円	(+ 28,000円)		
			床面積が300㎡以内	46,900円	(+ 2,400円)		
5 3及び4に掲げる場合以外の判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合			300㎡超 1,000㎡以内	65,800円	(+ 3,100円)		
			1,000㎡超 2,000㎡以内	88,300円	(+ 4,600円)		
			2,000㎡超 5,000㎡以内	156,000円	(+ 8,000円)		
			5,000㎡超 10,000㎡以内	212,000円	(+ 11,000円)		
			10,000㎡超 25,000㎡以内	258,000円	(+ 13,000円)		
			25,000㎡超	307,000円	(+ 16,000円)		
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料							
1 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		200㎡超	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		200㎡超	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		300㎡超 2,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
4 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	2,000㎡超 5,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		5,000㎡超	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		300㎡超 1,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	300㎡超 1,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		1,000㎡超 2,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	2,000㎡超 5,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		5,000㎡超 10,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	10,000㎡超 25,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		25,000㎡超	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		300㎡超 1,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	1,000㎡超 2,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		2,000㎡超 5,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	5,000㎡超 10,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		10,000㎡超 25,000㎡以内	適合証無	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
			適合証有	0円	(廃止)		
6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	25,000㎡超	適合証無	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
		適合証有	0円	(廃止)			
			0円	(廃止)			
			0円	(廃止)			